

くらしを守る下水道

9月10日は
下水道の日

下水道は、衛生的で安全なくらしに必要な、市民共有の財産です。大切に使いましょう。

正しくつかう

野菜くずや油を 下水道に流さない

料理などで使用した野菜くずや油をそのまま流すと詰まりや臭いの原因になります。油は新聞紙などに染み込ませたり、凝固剤を使用したりして、燃えるごみとして処分してください。



下水道工事は 指定工事店へ

宅地内の下水道の工事は、必ず市が指定する排水設備指定工事店に依頼し、工事の確認申請をしてください。指定工事店一覧は市ホームページでご覧になれます。



**悪質な修理・清掃業者に
だまされないで！**

市から委託を受けたかのように装って、工事などを勧誘する業者が増えています。市が訪問調査をする場合は、必ず身分証明書を携帯しています。

下水道の利用や 廃止には届け出を

- 水道や水道以外の水（井戸水）などの使用を開始・中止する場合
- 工事などにより下水道の使用を開始・休止・再開する場合
- 井戸水を利用する人数を変更する場合

生活保護受給世帯、市・県民税が非課税の世帯は、使用料の減免が受けられます。

問合せ 各建設事務所下水道管理課

北部 ☎646・3248、☎646・3267

南部 ☎840・6248、☎840・6269

水害に備えて

内水ハザードマップを確認しよう

雨量が下水道などの排水施設の能力を超えるときや排水先の河川の水位が高くなったときに、雨水が排水できなくなり、内水氾濫が発生する場合があります。安全な避難を行うため、お住まいの地区の内水ハザードマップを確認しましょう。

配布場所 各区情報公開コーナーなど

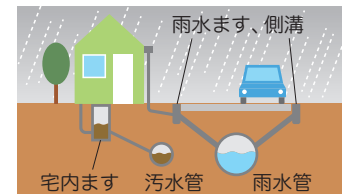
※市ホームページでダウンロードもできます。

問合せ 下水道計画課 ☎829・1566、☎829・1975



雨水ますなどを点検しよう

台風シーズンの前に、雨水ますなどに溜まった土砂や木の葉などのごみを取り除きましょう。水の流れがよくなります。



**汚水管に雨水が誤って
流れていないか確認を！**

汚水と雨水を別々の下水道管で流す分流水道区域で、ご家庭の雨水排水設備が誤って汚水管に接続されていると、大雨の時などに汚水管があふれたり、逆流したりするおそれがあります。分流水道区域は市地図情報のサイトで確認できます。

水位情報システムを活用しよう

市内の河川、道路、下水道の水位情報やカメラ画像をパソコンやスマートフォンで確認することができます。大雨時の情報収集にご活用ください。

☎<https://www.flood-info.city.saitama.jp/>

※日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語に対応しています。

問合せ 河川課 ☎829・1585、☎829・1988



詳しくは、下水道維持管理課(☎829・1559、☎829・1975)又は各問合せ先へ。

市長への提案制度「わたしの提案」をご利用ください

「わたしの提案」は、市政に関する建設的な提案を、市長に対して寄せていただく制度です。提案は、担当部署で対応し、市政への反映に努めます。

令和2年度は3,747通(5,655項目)の提案が寄せられました。そのうち提案を反映したものは1,259項目ありました。(令和3年7月1日現在)

主な反映事例



使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収し、リサイクルを推進してほしいです。

- 事業者と相互に連携・協力する協定を締結し、市立学校全校で使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収活動を開始しました。



税の支払いにスマートフォンアプリによる納税方法を進めてほしいです。

- 令和3年8月2日からスマートフォンアプリを利用した市税の納付方法を導入しました。



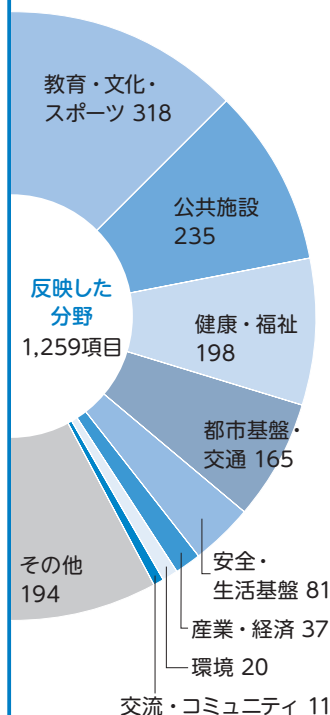
提出方法

市役所、各区役所、各支所など市の主な施設や市内各駅に設置された専用の用紙・封筒で提案することができます。また、専用ファクス(☎0120・310448)、市民の声Web(<https://www.shiminnokoe.city.saitama.jp/WebSim/>)でも受け付けています。

※専用ファクスは市内からの送信に限ります。



詳しくは、広聴課(☎829・1931、FAX 825・0665)へ。



絆をつなぐ

東京2020パラリンピックとノーマライゼーション社会の推進

8月24日から東京2020パラリンピックが開幕しました。「平和の祭典」と言われるオリンピックに対し、パラリンピックは「人間の可能性の祭典」と言われています。障害者スポーツには、障害を受け入れ、自らの持つ可能性を引き出す力があります。

本市は、全国の政令指定都市に先駆けて「ノーマライゼーション条例」を制定しました。障害の有無に関わらず、共に支え合い、暮らせるまちをつくっていかうという理念がもたれています。これまでも大宮アルディージャへの手話応援のほか、ブラインド

サッカー国際親善試合や車いすバスケットボール大会誘致などに取り組んできました。

パラリンピックに参加する多くの選手のひたむきさは、多様性と人間の可能性の大きさを改めて示してくれているように思います。これからも、市民の皆さんと共に、ノーマライゼーション社会をさらに前進させてまいります。



▲車いすバスケットボール体験の様子

さいたま市長 清水勇人

…………… 高齢者がいきいき暮らすまちをめざして

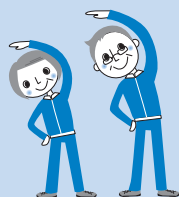
高齢者の

元気で長生きを応援します

健康づくり・生きがいをづくり

●長寿応援ポイント

市内在住で65歳以上の方が、事業に登録された団体で健康づくりなどの活動をした場合に、ポイントが貯まります。ポイントが一定以上貯まると、奨励金と交換できます。



●いきいきボランティアポイント

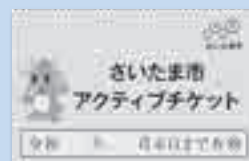
市内在住で60歳以上の方が、登録している高齢者施設や児童施設などでボランティア活動をした場合に、ポイントが貯まります。貯まったポイントは、奨励金や「シルバー元気応援券※」と交換、又は福祉団体などに寄付できます。

※応援券取扱店舗で利用できる商品券です。

趣味などを楽しむ

●アクティブチケット

健康福祉センター西楽園や市民保養施設などの公共施設等を無料又は割引料金で利用できるアクティブチケットを交付しています。



対象 次のいずれかに該当する方

- 市内在住で、75歳以上の方
- 長寿応援ポイントや、いきいきボランティアポイントの交換を行った方
- 65歳以上で、介護予防教室(ますます元気教室、すこやか運動教室等)などに参加した方

お得に毎日を楽しむ

●シルバー元気応援ショップ

市内在住で65歳以上の方が、市に登録された協賛店でシルバーカードを提示すると、割引などの特典を受けることができます。

※協賛店にはステッカーやポスターが掲示されています。

協賛店や特典内容の一覧は、市ホームページでご覧いただけます。

※シルバーカードは、65歳になる月に、介護保険被保険者証に同封して郵送します。



セカンドライフを充実させたい

り・とらいふ(セカンドライフ支援センター)

市内在住で50歳以上の方を対象に、ボランティアや就労、生涯学習などの情報を提供する窓口です。定年退職後にはボランティアを始めてみたい、子育てが一段落して新しい趣味を始めてみたいなど、気軽にご相談ください。

自分の適性にあった活動の探し方などをキャリアコンサルタントに相談できます(週1回/要予約)

住 所 浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階
相談時間 9時～17時(土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)
問 合 せ ☎881・8627、☎881・8637



認知症への理解を深めよう

9月21日は世界アルツハイマーデーです

認知症は、誰もが何らかの形で関わる可能性のある身近な病気です。認知症について正しく理解することは、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりにもつながります。

認知症ガイドブック

認知症基礎知識や認知症の進行状況に応じて利用できるサービス・支援をまとめています。

配布場所

各区高齢介護課



認知症サポーター養成講座

認知症サポーターは、認知症について正しい知識を持ち、自分のできる範囲で活動し、認知症の方や家族を地域で温かく見守る人のことです。町内会や職場、有志の集まり等に講師が出向き、具体的な対応方法等について講座を行います。



講座を受講した「認知症サポーター」に、オレンジリングを交付しています



悩みや困りごとなどをお気軽にご相談ください

シニアサポートセンター(地域包括支援センター)

高齢者や介護が必要な方などのための総合相談窓口です。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域支え合い推進員など、専門知識を持ったスタッフが問題解決のお手伝いをします。ご本人やご家族だけでなく、近所の方も相談できます。



ご利用はお住まいの地域のセンターへ

地域によって、担当するシニアサポートセンターが異なります。センターの一覧は市ホームページでご覧になれます。



成年後見制度をご存じですか

こんな困りごとはありませんか？

- 自身や家族に物忘れがあり、お金の管理が難しい
- 介護サービスや施設に入所の際の契約などが不安
- 判断能力が衰えたときのために準備しておきたいがどう備えたらよいかわからない

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法的に保護し、支援するための制度です。成年後見人等には、本人に代わって法律行為をしたり取り消したりする権限が与えられます。



あなたの権利と財産を守ります
成年後見制度を考えてみませんか？

高齢者や障害者、認知症、知的障害、精神障害、病気などで判断能力が低下した方、またはその家族が、成年後見制度を利用することで、本人の権利と財産を守ることができます。

問合せ 高齢・障害者権利擁護センター
☎835・5283、FAX835・5282



10・11ページの内容について詳しくは、各区高齢介護課へ。